

第12回漢字小委員会における検討事項

＜本日の論点：「新常用漢字表（仮称）」の基本方針（「準常用漢字」設定の是非）＞

論点3 「新常用漢字表（仮称）」の基本的な性格について

1 「常用漢字」と「準常用漢字（読めるだけでいい漢字）」に分けることの是非

→①常用漢字表の答申前文

常用漢字表は、法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等、一般の社会生活で用いる場合の、効率的で共通性の高い漢字を収め、分かりやすく通じやすい文章を書き表すための漢字使用の目安となることを目指した。

②「標準漢字表」（昭和17）における「常用漢字・準常用漢字・特別漢字」の扱い

2 字種や音訓の入替えについての基本方針の構築

→①現実の漢字使用の実態をどのように考えるか

→各種の漢字調査、常用漢字表の字種・音訓の問題点、国民の漢字運用能力等

②常用漢字表の答申前文

字種や音訓の選定に当たっては、語や文を書き表すという観点から、現代の国語で使用されている字種や音訓の実態に基づいて総合的に判断した。主な考え方は次のとおりである。

- 1 使用度や機能度（特に造語力）の高いものを取り上げる。なお、使用分野の広さも参考にする。
- 2 使用度や機能度がさほど高くなくても、概念の表現という点から考えた場合に、仮名書きでは分かりにくく、特に必要と思われるものは取り上げる。
- 3 地名・人名など、主として固有名詞として用いられるものは取り上げない。
- 4 感動詞・助動詞・助詞のためのものは取り上げない。
- 5 代名詞・副詞・接続詞のためのものは広く使用されるものを取り上げる。
- 6 異字同訓はなるべく避けるが、漢字の使い分けのできるもの及び漢字で書く習慣の強いものは取り上げる。
- 7 いわゆる当て字や熟字訓のうち、慣用の久しいものは取り上げる。

なお、当用漢字表に掲げてある字種は、各方面への影響も考慮して、すべて取り上げた。

国語審議会答申「標準漢字表」（昭和17年6月17日）

漢字総数 2,528 字（常用漢字：1,134 字、準常用漢字：1,320 字、特別漢字：74 字）

<参考①>

「昭和17年3月3日、国語審議会第5回総会における漢字調査に関する増田主査委員長中間報告要旨（井之口有一『明治以降の漢字政策』所収）」から抜粋

次ニコレヲ實際ニ行ツテ参リマスノニ常用ト準常用トノ間ニドウイフ差別ヲスルノデア
ルカ、スナハチ、コノ區別ノ實益イカントイフ問題デアリマスガ、常用漢字ハ現代
ニオイテ、ナクテハナラヌ必要ナ字デアツテコレヲ本ニシテ國民ガ公私ノ社會生活ヲ
營ソデ行クヤウニシヨウト云フノデソコニアル程度ノ漢字制限ノ積極的方針ヲ含メ
テ選定イタシタノデアリマスカラ、選定ニ當ツテハ國民教育ニオイテ要求サレル文字
ニツイテモ十分考ヘタノデアリマス。ソコデ公私ノ社會生活ヲ營ムトイフコトト國民
教育トイフコト、ハ切り離シテハ考ヘラレナイノデアリマスカラ、常用漢字ハ國民ト
シテ正確ニ讀ミカツ書ケネバナラヌ漢字デアルトイフコトニイタスノデアリマス。準
常用漢字ハ讀メネバナラヌガ書クコトハ必ずシモ必要トシナイ、カナデモ差支ナイト
イフ差別ヲツケルノデアリマス。次ニ特別漢字ナラビニコレニ關聯シタコトニツキ申
上ゲネバナリマセヌガ、特別漢字ハ前ニ申シタ通り皇室典範、憲法、歴代天皇ノ御追
號、國定教科書ニ奉掲ノ詔勅、米國及英國ニ對スル宣戰ノ詔書、陸海軍軍人ニ賜ハリ
タル勅諭ノ漢字デ、常用、準常用ノ内ニナイ文字デアリマスガ、カウシタ漢字ハ國民
トシテ誠ニ大切な文字デアリマスカラ、ソレゾレソノ必要ニ應ジテ十分讀メルヤウニ
學習センメルベキモノデアリマス。マタコレヲ書ク場合ニハ字書等ニヨリ正確ニ書ク
ヤウニ注意ヲ與ヘテ置カネバナラヌノデアリマス。ソレト同時ニ準常用漢字中ニハ右
ト同ジク大切ナ漢字ガアリマスノデ、コレハヤハリ同ジク字書等ニヨリ正確ニ書クヤ
ウニ注意ヲ與ヘテ置カネバナラヌノデアリマス。

右ヲ以テ本案ノ大體ノ説明ヲ終リマシタ、ナホコノ表ノ第一枚目ノ裏ニ「備考」ガ付
イテ居リマスガ、カナデ書ク場合ノコトデアリマス。代名詞等ハナルベクカナデ書
ク、外國ノ地名、人名オヨビ外來語ハ原則トシテ、カナデ書ク、(外國トイツテモ滿
洲國ト中華民國トハ別デアリマス) タダン歐米、獨佛、蘭印等ノ用例ハ從來ノ慣例ニ
從フモ差支ナイ。ソレカラコノ表ニナイ漢字ハ固有名詞ヲ除キ原則トシテカナデ書
ク、カナデ書イテ明ラカデナイ場合ニハ漢字ヲ用ヒテ振りガナヲツケルトイフコトニ
イタシテアリマス。

コ、デ申シ置キマスコトハ固有名詞ノコトデアリマス。コレニツイテハドウスルカト
イフ問題ガアルノデ意見ガ出マシタ、折角漢字制限ヲシテモ地名、人名ナドヲ現在ノ
マ、ニシテ置イテハ十分目的ガ達セラレナイ、姓名ノ如キハ常用漢字ノ内ノ字ヲ使フ
ヤウニ戶籍法ニ規定スル、從來ノ人名ノ字モ容易ニ改メ得ルヤウニスル、地名モ適當
ナ修正ヲスルヤウニトノ意見ガ出マシタ、コレハ、御尤デ大ニ考ヘネバナラヌコトデ
アリマスガ、コレヲ含メテ考察スルト、非常ニ複雑ニナル關係上、別ニ考ヘルトシテ今
度ノ案デハ觸レナイコトニイタシマシタ、タマン府縣名等ノ行政區劃ノ文字ハ取り入
レテアリマス。マタ専門ノ學術語、技術語デアリマスガ、コレハ別ニ考ヘルノヲ適當
トイタシマシタ、先年來モトノ内閣資源局、今日ノ企畫院等ニオイテ、ソノ方面ノ用
語整理ヲ企テ、資源局ノ調査立案ニカ、ル標準用語ハ閣議ノ決定ヲ經テ實行サレテ居
マスガ、ソレニハ漢字制限ノ趣旨ガ大ニ取り入レラレテ居リマス、カレコレ別ニ考ヘ
ルコトニシマシタ。

<参考②>

「昭和17年6月、南国語審議会長の「標準漢字表」答申文と標準漢字表選定経過報告(井之口有一『明治以降の漢字政策』所収)」から抜粋

3 標準漢字ノ選定方法

標準漢字ヲ選定スルニ當リマシテハ、新聞社、印刷會社、邦文タイプライター會社ニオケル活字ノ等級調査、内閣印刷局、カナモジカイ、ソノ他ノ發表ニカ、ル使用頻度數ノ調査ヲ始メ、各種ノ材料ヲ廣ク集メテ調査資料ニ供シタノデアリマス。マタ漢字ノ意義、音訓、字形ニツイテモ慎重ニ審議ヲ進メ、天文地理、動植物、人事身體衣食住等ノ各部門ヨリ考察シテ、ソノ釣合ヲ失ハヌ様ニ留意スルト共ニ、全般ニ亘ツテ品詞別ニモ検討ヲ加ヘタノデアリマス。

4 標準漢字ノ内容

標準漢字ハ常用漢字一千百三十四字、準常用漢字一千三百二十字、特別漢字七十四字、合計二千五百二十八字ヲ含ムモノデアリマス。

右ノ中常用漢字ハ國民ノ日常生活ニ關係ガ深ク、一般ニ使用ノ程度ノ高イモノデアリマス。教育上ニオイテハ、國民學校全課程修了者ガ必ズ正確ニ讀ムコトヲ得、マタ正確ニ書クコトヲ得ル様ニ學習セシムベキモノデアリマス。從ツテコレヲ全部國民學校ノ國語讀本中ニ提出シ、カツ書取練習ニハコノ範圍ノモノヲ課スベキモノト認メマス。

準常用漢字ハ常用漢字ヨリモ國民ノ日常生活ニ關係ガ薄ク、マタ一般ニ使用ノ程度ノ低イモノデアリマス。教育上ニオイテハ、國民學校全課程修了者ガ讀ムコトヲ得レバヨイノデアッテ、コレヲ書ク場合ニハ、假名デ書イテモ差支ナイモノデアリマス。マタ國民學校ノ教科書ニ提出スル場合ニハ振假名ヲ付ケルコトガアリマス。

特別漢字ハ皇室典範、帝國憲法、歷代天皇ノ御追號、國定教科書ニ奉掲ノ詔勅、陸海軍軍人ニ賜ハリタル勅諭、米國及英國ニ對スル宣戰ノ詔書ノ文字デ、常用漢字、準常用漢字以外ノモノデアリマス。

特別漢字ナラビニ常用漢字、準常用漢字中ノ前記法典、御追號、詔勅ニ用ヒラレテ居リマス漢字ハ、國民ニトッテ重要ナル文字デアリマスカラ、完全ニ讀ミ得ル様ニ學習セシム、書ク場合ニハ字典等ニヨツテ誤リナク書ク様ニ注意ヲ與ヘテ置クベキモノト認メマス。

將來他ノ詔勅ノ新タニ教科書ニ奉掲セラレル場合ニハ、ソノ漢字ハ當然考慮セラレルコトトナリマス。

国語審議會答申「標準漢字表」(昭和17年6月17日)の漢字例

- 魚部： 常用漢字=魚, 鯉, 鯛
準常用漢字=鮎, 鮒, 鮭, 鯨, *鰯, 鱈, 鰻, *鱒
- 鳥部： 常用漢字=鳥, 鳩, 鳴, 鶴, 鷄
準常用漢字=鳳, 鳴, 鴉, 鶉, 鶯(鶯), 鶯, 鷹
特別漢字=鴻

※ 国語施策沿革資料 11『漢字字体資料集(諸案集成1)』(文化庁, 平成8年)を参照。